

これって漏水・・・？



## 水道水 漏水チェック

わたしにもできるかな・・・？

現在、ご家庭の水道メーターの検針は、2ヶ月に一度の頻度で行っており、検針時に水量の異常があれば、「お知らせ票」でお知らせしております。しかしながら、2ヶ月に1度の検針のため、漏水の発見等が遅れ、料金が高額になる場合があります。

そこで、ご自身でも簡単に漏水を発見できる方法がありますので、次の要領で確認してみましょう！！

特に公民館、公衆トイレ等、日常使われない施設など定期的な確認をお願いします。



### 確認方法

#### STEP 1

家庭及び各施設（公民館等）内の水道水の蛇口を閉めます。



#### STEP 2

メーターボックスの蓋を開け、水道メーターの蓋を開けます。



#### STEP 3

水道メーターの写真を参考に、パイロットマークが動いていないか確認します。少しでも回っていれば漏水している可能性があります。



漏水の場合は、「丹波市指定給水装置工事事業者」へ連絡して修理を依頼しましょう。



丹波市指定給水装置工事事業者

丹波市上下水道部ホームページで確認できます



お問合せ先 **丹波市上下水道お客様センター**

☎ 0795-88-5107

📍 丹波市春日町黒井811番地（春日庁舎内）